

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめとするステークホルダーに対して社会的責任を果たし信頼を得ること、また持続的な成長及び企業価値の向上を図る観点から、コンプライアンスの遵守体制、意思決定・業務執行体制及び適正な監督・監視体制を構築することを通じて、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

(補充原則1 - 2 : 議決権電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知の英訳)

当社は、議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)については、機関投資家比率や機関投資家等からの要請を勘案しながら導入を検討する方針であり、また、招集通知の英訳については、海外投資家比率や、コスト等を検討のうえ実施を検討する方針であります。

(補充原則3 - 1 : 英語での情報開示・提供)

当社は、現在のところ、英語での情報開示は行っておりません。今後、海外投資家比率の推移を注視し、英語での情報開示の検討を行うことといたします。

(原則4 - 2、補充原則4 - 2 : 経営陣の報酬(業績連動型報酬、現金報酬と自社株報酬との割合))

当社は、中長期的な株主価値との連動性を高めるための業績連動型報酬制度や株式報酬制度は導入しておりませんが、取締役(監査等委員を除く。)の報酬は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指し、各取締役(監査等委員を除く。)の能力、経験、役位、貢献度及び従業員給与とのバランスを十分勘案することとしております。監査等委員の報酬は、監査等委員の職責及び経営人材の維持に資する水準を勘案することとしております。また、報酬額の決定に当たっては、独立社外取締役が委員の過半数を占める独立性の高い指名・報酬諮問委員会において審議の上、取締役会が決定することとしております。当社にとって最適な役員報酬制度の在り方については、引き続き検討して参ります。

(原則4 - 11: 取締役会の実効性を確保するための前提条件)

当社の取締役会は、本報告書の「補充原則4 - 11 : 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランスと多様性及び規模に関する考え方」のもと、国際的なビジネス経験を有する取締役を選任する等、国籍、性別にとらわれず多様な人材で構成し、多面的な観点から審議を行うことを前提条件としております。本報告書提出日現在、当社の取締役は、男性6名(いずれも日本国籍)のみで構成されておりますが、当社グループの企業価値向上のために十分に機能していると考えております。なお、将来的な女性取締役の選任に向け、女性を含む社内の多様性確保のため、育児・介護を行う社員の支援制度の導入、短時間勤務制度の導入等、職場環境の整備に資する各種の施策を推進しております。また、監査等委員は、それぞれ企業経営や企業での業務執行の経験を通じ財務・会計・法務に関する知識を有しているほか、財務・会計に関する十分な知見を有する者を1名以上選任しております。

(原則5 - 2: 経営戦略や経営計画の策定・公表)

当社は、当社グループに係る中期経営計画を策定しておりますが、収益力や資本効率などに関する具体的な指標を含め、現時点では公表を控えております。中期経営計画の適切な公表時期につきましては、引き続き、検討して参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

(原則1 - 4: 政策保有株式)

当社は、本報告書提出日現在において、政策保有株式(上場株式)を保有しておりません。

(原則1 - 7: 関連当事者間の取引)

関連当事者取引については、取締役会が定める「関連当事者取引管理規程」及び「職務権限規程」に基づき、取引の重要性やその性質に応じ、適切な手続を構築しております。具体的には、当社グループでは、管理本部が作成する関連当事者リストの活用その他の方法により、取引開始前に関連当事者取引の把握、確認を行うとともに、複数の独立社外取締役を含む取締役会、又は「職務権限規程」に定める決裁者が、関連当事者取引に係る事業上の必要性及び取引条件の妥当性を検討のうえ、承認を行うこととしております。また、毎年、取締役会等に関連当事者取引の実施状況を報告し、そのうち継続的取引については、取引継続の必要性、取引条件の妥当性を検証しております。なお、関連当事者取引を実施した場合、法令等に基づき開示を要する重要性のある取引については、有価証券報告書において開示いたします。

(原則2 - 6: 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

現在当社グループでは、企業年金制度は導入しておりません。

(原則3 - 1: 情報開示の充実)

() 企業理念を当社ウェブサイトに掲載しておりますので、ご参照ください。

・企業理念 (<https://www.tess-hd.co.jp/company/message.html#ninen>)

() 当社のコーポレートガバナンスに対する基本的な考え方と方針については、本報告書の「1. 基本的な考え方」をご参照ください。

() 取締役(監査等委員を除く。)及び監査等委員の報酬の決定方針と手続きについては、本報告書の「1. 【取締役報酬関係】報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

()取締役(監査等委員を除く。)及び監査等委員の選解任の方針と手続については、次のとおりです。

1)取締役(監査等委員を除く。)の選任の方針と手続

取締役(監査等委員を除く。)候補者は、当社グループの事業戦略、企業経営、経営企画、管理、営業等の豊富な業務経験と知識を有する者を、人格、識見、能力等を考慮し選定します。

取締役(監査等委員を除く。)候補者を決定するに際しては、この考えに基づき、指名・報酬諮問委員会の諮問に付し、同委員会からの意見を聴取の上、取締役会での決議をもって行います。

2)監査等委員の選任の方針と手続

監査等委員候補者は、企業経営・財務・会計・法務等の分野における豊富な経験と高い知見を有し、当社グループの監査、監督に寄与することができる者を、人格、識見、能力等を考慮し選定します。

監査等委員候補者を決定するに際しては、この考えに基づき、監査等委員会の同意を得た上で、指名・報酬諮問委員会の諮問に付し、同委員会から意見を聴取の上、取締役会での決議をもって行います。

3)取締役(監査等委員を除く。)及び監査等委員の解任の方針と手続

取締役(監査等委員を除く。)及び監査等委員の解任については、指名・報酬諮問委員会に解任の要否についての意見を聴取し、取締役会にて協議を行い、解任すべき「正当な理由がある」と取締役会が判断したときは、法令に従い、株主総会に解任議案を上程し、その決議をもって解任します。

()当社の取締役(監査等委員を除く。)及び監査等委員の選任理由は、次のとおりです。

1)取締役(監査等委員を除く。)

石脇秀夫:

石脇秀夫氏は、主に企業経営、営業全般、経営企画等に従事し、豊富な業務経験・知識を有するとともに、平成20年7月よりテスト・エンジニアリング株式会社取締役、平成21年7月より同社代表取締役及び当社取締役、平成24年8月より当社代表取締役として、当社グループの事業戦略を積極的に推進する等、企業経営の経験と知見を活かし職務を適切に遂行していることから、当社取締役(監査等委員を除く。)として適任であると判断し、選任いたしました。

山本一樹:

山本一樹氏は、主に営業全般、経営企画等に従事し、豊富な業務経験・知識を有するとともに、平成21年7月よりテスト・エンジニアリング株式会社取締役、平成25年8月より当社取締役として、企業経営に従事し職務を適切に遂行していることから、当社取締役(監査等委員を除く。)として適任であると判断し、選任いたしました。

高崎敏宏:

高崎敏宏氏は、主に企業経営、営業全般等に従事し、豊富な業務経験・知識を有するとともに、平成29年6月よりテスト・エンジニアリング株式会社取締役、平成29年7月より同社代表取締役社長として、職務を適切に遂行していることから、当社取締役(監査等委員を除く。)として適任であると判断し、選任いたしました。

2)監査等委員

小寺周介:

小寺周介氏は、主に、人事・総務及び監査部門における長年にわたる豊富な業務経験・知識を有し、その業務経験・知識により、当社の監査・監督機能の強化に適任であると判断し、監査等委員である取締役候補者として選任いたしました。

大倉博之:

大倉博之氏は、主に、金融、資本政策業務等に従事し、豊富な業務経験・知識を有し、その経験・知識等を当社の監査・監督に活かしていただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者として選任いたしました。

井上正基:

井上正基氏は、主に、貿易、経営企画業務等に従事し、豊富な業務経験・知識を有するとともに、部品製造会社の代表取締役社長としての経験を有し、その経験・知識等を当社の監査・監督に活かしていただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者として選任いたしました。

(補充原則4-1 :取締役会から経営陣への権限委譲範囲)

当社は、取締役会において決議、報告すべき事項を「取締役会規程」、「職務権限規程」及び「決裁権限基準表」に定めております。例えば、持株会社として、当社グループの経営戦略及び経営管理に係る次の事項等は、取締役会において十分に審議のうえ、決議を得ることとしております。取締役会の決議を要しない事項については、「職務権限規程」及び「決裁権限基準表」に基づいて、事業の執行経験を豊富に有する取締役等に決定権限を委譲しており、効率的かつ機動的な意思決定を行う体制を構築しております。また、取締役等に決定権限を委譲した事項のうち一定の重要事項については取締役会報告事項とし、取締役会は、適切に監視、監督を行っております。

<取締役会決議事項の例>

- ・経営基本方針の決定
- ・中期経営計画の決定
- ・新規事業に関する事項

(原則4-9:独立社外取締役の独立性判断基準)

当社は、当社の経営から独立し、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役を、東京証券取引所が定める独立性基準に基づき、独立役員として指定しております。

(補充原則4-11 :取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランスと多様性及び規模に関する考え方)

当社の取締役会は、当社グループを統括する持株会社として機動的かつ効率的に運営するため、定款の定めのとおり、7名以内の取締役(監査等委員を除く。)、4名以内の監査等委員で構成します。

取締役(監査等委員を除く。)候補者については、当社グループの事業戦略、企業経営、経営企画、管理、営業等の豊富な業務経験と知識を有する者を、監査等委員候補者については、企業経営・財務・会計・法務等の分野における豊富な経験と高い知見を有し、当社グループの監査、監督に寄与することができる者を、それぞれ人格、識見、能力等を考慮し選定することで、取締役会全体として、知識・経験・能力のバランス、多様性を確保します。

(補充原則4-11 :取締役が上場会社役員を兼任する場合の対応)

取締役(監査等委員を除く。)及び監査等委員の候補者の指名に当たり、他の上場会社の役員兼任状況を確認し、当社における役割・責務を果たすうえで制約を受けるものではないことを確認しております。

また、取締役(監査等委員を除く。)及び監査等委員の他社役員の兼任状況のうち、重要なものについては、毎年、株主総会招集通知及び有価証券報告書に開示いたします。

なお、本報告書提出日現在、当社の取締役(監査等委員を除く。)及び監査等委員は、他の上場会社の役員を兼任しておりません。

(補充原則4-11 :取締役会全体の実効性についての分析・評価)

当社は、取締役会の実効性について持続的な向上を図るため、定期的に分析・評価を行い、強みと、課題を抽出し必要に応じて改善に取り組む方針です。

2019年度の評価にあたっては、全取締役によるアンケートを行い、外部コンサルタントを活用して集計結果の取りまとめ及びその分析を行いました。

分析評価結果から、当社の取締役会は、取締役会全体の実効性は確保されていると認識いたしました。

特に『取締役会は自由閣達に審議し独立社外取締役が有効に機能している点、重要リスクの適切な監視・監督が行われている点等』において肯定的な評価が確認され、一方で、『指名・報酬諮問委員会における審議の一層の充実、役員トレーニングの高度化、企業倫理の遵守と監視・監督の更なる充実等』について、改善に向けた意見が提示されました。

これらの課題につきましては、改善に向けた検討を行って参ります。また、取締役会の更なる機能向上を図るべく今後も継続的に取締役会の実効性評価を行っていく予定です。

(補充原則4-14 :取締役に対するトレーニング方針の開示)

当社は、取締役(監査等委員を除く。)及び監査等委員を対象として、外部専門家による勉強会、外部団体が主催するセミナー等により、役員の役割・責務を適切に果たすために必要となるトレーニングの機会を継続的に提供することとしております。トレーニングについては、当社を取り巻く事業環境の変化、法令等の改正を踏まえ、適切にテーマを設定することで、トレーニングの実効性の向上に努めております。また、トレーニングに要する費用は、当社が負担する体制を整備しております。

(原則5-1:株主との建設的な対話に関する方針)

(1)当社は、IR管掌取締役である専務取締役又は専務取締役が指定する者が株主との建設的な対話の実現に努めます。例えば 当社は、IR担当部門を管理本部としており、IR管掌取締役又はIR管掌取締役が指定する者が株主との建設的な対話の実現に努めます。

(2)当社の管理本部 経営企画ユニット 広報・IRチームは、当社各部門、事業子会社と適宜情報を共有し、必要な場合は、ミーティングを実施する等の有機的連携を図り、上記(1)の対話者を補助するものとします。

(3)当社は、個別面談以外の株主との対話手段として、当社のホームページにおけるIRページを通じた情報発信、定期的な決算説明会及び投資家向け説明会の開催を行うものとします。

(4)当社は、株主との対話を通じて把握した意見のうち重要なものについては、取締役会に報告することとしており、経営陣幹部において情報共有を行い、当社グループの企業活動に適切に活用するものとします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
石脇 秀夫	5,775,300	17.01
合同会社ストーンサイド	2,600,000	7.66
TESSグループ従業員持株会	2,448,900	7.21
合同会社たかおか屋	2,365,500	6.97
株式会社K	2,151,650	6.34
株式会社瑛	2,000,000	5.89
高崎 敏宏	1,079,000	3.18
山本 一樹	1,050,000	3.09
藤井 克重	1,049,300	3.09
石田 智也	698,250	2.06

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

大株主の状況は、上場に際して行った公募・売出しの状況を把握可能な範囲で反映したのとなっており、当該公募・売出しによって株式を取得した株主の状況は反映しておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期	6 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4 . 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5 . その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大倉 博之	他の会社の出身者											
井上 正基	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大倉 博之	○	○	――	大倉博之氏は、主に、金融、資本政策業務等に従事し、豊富な業務経験・知識を有し、その経験・知識等を当社の監査・監督に活かしていただけると判断し、監査等委員である社外取締役に選任しております。当社は、同氏が当社の経営から独立し、一般株主と利益相反の生じるおそれのないものとして、東京証券取引所が定める独立性基準に基づき、独立役員として選任しております。

井上 正基	○	○	——	井上正基氏は、主に、貿易、経営企画業務等に従事し、豊富な業務経験・知識を有するとともに、機械装置製造会社の代表取締役社長としての経験を有し、その経験・知識等を当社の監査・監督に活かしていただけると判断し、監査等委員である社外取締役に選任しております。当社は、同氏が当社の経営から独立し、一般株主と利益相反の生じるおそれのないものとして、東京証券取引所が定める独立性基準に基づき、独立役員として選任しております。
-------	---	---	----	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

現在の体制を採用している理由

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人は置いておりませんが、監査等委員会から求められた場合には、監査等委員と協議し、使用人の設置を行うこととしております。

監査等委員会の補助すべき使用人を置いた場合、当該使用人は専ら監査等委員会の指示命令に従うものとし、当該使用人の人事考課、異動については、監査等委員と事前協議の上、実施します。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人と各四半期及び本決算時の年4回、報告及び意見交換を行う他、適宜、意見交換の場を設定し、その内容を監査業務に反映しております。

内部監査部門は、監査等委員会及び会計監査人と相互に情報を共有しながら、重要性とリスクを考慮し、グループ会社を含んだ社内管理体制及び業務プロセスを定期的にチェック、検討・評価(内部評価)を行っております。

また、内部監査部門は、監査等委員会に対し定期的に業務監査内容についての報告を行うとともに、常時、意見交換を行い、その内容を監査業務に反映しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、役員の指名・報酬に係る手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、当社コーポレートガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として、指名・報酬諮問委員会を設置しております。指名・報酬諮問委員会は、指名・報酬に係る事項の審議を役割とする単一の委員会です。指名・報酬諮問委員会では、取締役会の構成についての考え方、取締役(監査等委員を除く。)及び監査等委員の選解任の方針及び基準等、並びに取締役(監査等委員を除く。)及び監査等委員の報酬体系及び報酬決定の方針等を審議することとしており、2020年度は、本報告書提出日現在までに、計4回開催いたしました。

指名・報酬諮問委員会の委員及び各委員の委員会への出席状況は次のとおりです。なお、指名・報酬諮問委員会の事務局は、当社管理本部経営企画ユニット 法務チームが担当しております。

【委員の役位及び氏名・委員会の出席状況】

社外取締役 大倉 博之(委員長)・4回/4回中(出席率100%)

代表取締役 石脇 秀夫・4回/4回中(出席率100%)

社外取締役 井上 正基・4回/4回中(出席率100%)

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上や企業価値増大に対する意欲や士気を高めるためのインセンティブを与えることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社グループの連結業績に寄与することが求められる立場にある、当社及び子会社の役員、執行役員、従業員に対してストックオプションを付与しています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。取締役(監査等委員を除く。)及び監査等委員の報酬等は、それぞれ役員区分ごとの総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(1)取締役の報酬等の上限額について

当社の取締役(監査等委員を除く。)及び監査等委員の報酬等の限度額は、2018年3月13日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

・取締役(監査等委員を除く。)

報酬額:年額500百万円以内

決議時点の取締役(監査等委員を除く。)の員数3名。

・監査等委員

報酬額:年額50百万円以内

決議時点の監査等委員の員数3名。

(2)取締役(監査等委員を除く。)の報酬等について

取締役(監査等委員を除く。)の報酬は、固定報酬及び評価報酬とし、個々の取締役(監査等委員を除く。)の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

なお、個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の評価報酬の額としております。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容を十分尊重し、決定をしなければならないこととしております。

(3)監査等委員の報酬等について

監査等委員の報酬等は、指名・報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、監査等委員の職責及び経営人材の維持に資する水準を勘案して決定する方針であり、監査等委員は、その方針に基づき代表取締役が作成した報酬等の原案(ただし、株主総会で定める上限額の範囲内とする。)に対して、監査等委員の協議により報酬等を決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

当社の社外取締役は、すべて監査等委員となっており、代表取締役と常勤監査等委員より会社の重要事項を適宜報告し、意見交換を行っております。また、経営陣幹部との情報交換・意見交換の機会を適宜設けております。また、適時、業務担当者より直接、報告し、意見交換を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 業務執行の状況

業務執行体制につきましては、経営上の最高意思決定機関としての取締役会が、法令及び定款に定められた事項の決定並びにグループ経営戦略の立案及び統括を行い、取締役社長が取締役会決議の執行、全般の統括を行う体制を敷いております。取締役会については、取締役の員数を6名(うち、監査等委員3名)とし、迅速な意思決定を可能とする体制としております。

(2) 監査・監督の状況

経営の監査・監督の体制につきましては、監査等委員の総数は3名(うち、常勤1名)となっており、うち2名は社外取締役であります。監査等委員は監査等委員会を構成し、監査等委員会規程に基づき、法令、定款に従い監査方針を定めるとともに、監査等委員会として監査意見を形成します。また、取締役会他重要な会議等への出席、取締役(監査等委員を除く。)からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧を通じ、取締役会の意思決定の過程及び取締役の業務執行状況について監督しております。さらに、会計監査人、内部監査担当部署と相互連携を図り、適切な監査の実施に努めております。

なお、監査等委員3名との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する旨の契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額となります。

(3) 指名、報酬決定等の状況

当社では、役員及び執行役員の指名及び報酬に関する手続において、適正性・公正性・透明性・客観性の向上を目的とした任意の委員会として、指名・報酬諮問委員会を設置しております。指名・報酬諮問委員会は監査等委員を含む取締役等(うち2名は社外取締役)により構成し、取締役の選解任に関する株主総会議案、報酬支給の方針・金額等について審議することとしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は「監査等委員会設置会社」として、取締役会、監査等委員会、会計監査人の機関を設置しております。過半数が社外取締役である監査等委員が経営の意思決定に関わることで、取締役会の監査・監督機能を強化することができ、当社のコーポレート・ガバナンスを、より一層充実させると同時に経営の効率化を図ることが可能と判断し、現在の体制を採用しております。

また、役員の指名・報酬に係る手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、当社コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として、指名・報酬諮問委員会を設置しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の議案に対する十分な検討の機会が確保できるように、定時株主総会の招集通知を法定期限よりも可能な限り早く発送することを今後検討して参ります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主が株主総会に出席できるよう、株主総会集中日を回避した日程を今後検討して参ります。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権を行使できる環境整備を今後検討して参ります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへの参加を今後検討して参ります。
招集通知(要約)の英文での提供	海外投資家比率を踏まえて今後検討して参ります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、ディスクロージャーポリシーをホームページにて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会の実施について今後検討して参ります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を定期的に開催し、業績の概況や経営方針等を説明しております。また、適宜スモールミーティングの実施についても今後検討して参ります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向けの定期的説明会については、株式公開後の海外投資家比率を踏まえて今後検討して参ります。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、四半期報告書、有価証券報告書、投資家様向け説明会資料、株主総会招集通知等を適宜ホームページに掲載して参ります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部経営企画ユニット広報・IRチームにて担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	行動規範にて規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境マネジメントシステム国際規格ISO14001の認証を2000年7月に取得し、継続的な改善活動を実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「適時開示規程」及び「フェア・ディスクロージャー・ルール対応マニュアル」を定め、適時適切な情報開示を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役会において、決議した以下の「内部統制システム構築に関する基本方針」を維持・推進することで、監査・監督機能の徹底を図り、業務執行が法令及び定款に適合することを確保しております。

1. 当社及び当社子会社(以下「TESSグループ」という。)の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制
 - (1) 当社は、企業倫理の確立並びに取締役及び使用人による法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的とした「コンプライアンス規程」を制定し、「グループコンプライアンス委員会」を設置する。
 - (2) グループコンプライアンス委員会は、TESSグループにおける不正行為の原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて再発防止策の展開等を行い、コンプライアンス体制の充実に取り組む。
 - (3) 取締役及び使用人が法令違反その他法令上疑義のある行為等を発見した場合には、適切に対応する為、内部通報規程を制定し運用する。
 - (4) TESSグループは、反社会的勢力からの取引の要求には一切応じないこととし、反社会的勢力排除の体制を整備する。反社会的勢力が接近してきた場合、警察当局等の外部専門機関と緊密に連携しながら組織的に対応し、不当要求には毅然とした態度で拒絶する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役及び使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令及び「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
- (2) 株主総会議事録、取締役会議事録、経営執行会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役、監査等委員及び会計監査人が常時閲覧することができるよう適切に保存、管理する。
- (3) 個人情報については、法令及び「特定個人情報等取扱規程」に基づき厳重に管理する。

3. TESSグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理に関する規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
- (2) 不測の事態が発生した場合には、経営執行会議等にて審議・決定を行い、その決定事項を管理責任者から各部に報告するとともに、各部においては迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

4. TESSグループの取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保する為の体制

- (1) 取締役会は、原則として月に1回以上定時開催するほか、必要に応じて臨時開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- (2) 取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させる為、必要に応じて適宜臨時の取締役会を開催し、業務執行に関する基本事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。
- (3) 取締役会において、中期経営計画及び各事業年度予算を立案し事業目標を設定すると共に、その進捗状況を監督する。
- (4) 取締役会は、公正性・透明性・客観性ある手続きに従った取締役の選解任及び報酬制度の設計のために、「指名・報酬諮問委員会規程」を制定し、諮問機関として「指名・報酬諮問委員会」を設置する。指名・報酬諮問委員会は、原則として年に1回以上開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役会から諮問を受けた事項について、審議の上、取締役会に答申する。
- (5) 取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役の職務の執行の責任及びその執行手続きを規定し、効率的な職務執行を確保する。また各規程は必要に応じて適宜見直しを図る。

5. TESSグループにおける業務の適正を確保する為の体制

当社子会社を管理する体制を構築するとともに、それらの経営成績及び営業活動等を定期的に当社の取締役会に報告する体制を整備する。

6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する体制並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を求められた場合には、監査等委員と協議し、使用人の設置を行う。
- (2) 当該使用人の人事考課、異動については、監査等委員と事前協議の上、実施する。

7. TESSグループの取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告する為の体制、その他監査等委員会への報告に関する事項

- (1) TESSグループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査等委員会に対して、法令及び定款に違反する事項、TESSグループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項に加え、経営に関する重要事項、経理部署に関する重要事項、コンプライアンス及び賞罰の担当部署に関する重要事項等を速やかに報告する。
- (2) 監査等委員は、取締役会の他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握する為、重要な会議に出席すると共に、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることが出来る。
- (3) 内部通報制度に基づく通報または監査等委員会に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、TESSグループの取締役及び使用人に対し不利な取り扱いを行わない。

8. 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員は、その職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る)の為に必要な費用を会社に請求することができる。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する為の体制

- (1) 監査等委員は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
- (2) 監査等委員は、監査等委員会を開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行う。また、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

10. 財務報告の適正性を確保する為の体制

TESSグループの財務報告の適正性を確保する為、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力からの取引の要求には一切応じないこととし、反社会的勢力排除の体制を整備します。また、反社会的勢力が接近してきた場合、警察当局等の外部専門機関と緊密に連携しながら組織的に対応し、不当要求には毅然とした態度で拒絶することを基本的な考え方としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力排除に関する規程を制定するとともに、反社会的勢力のチェック体制を整備し、排除のための具体的手順を反社会的勢力排除対応マニュアルに定めて運用しております。

その他

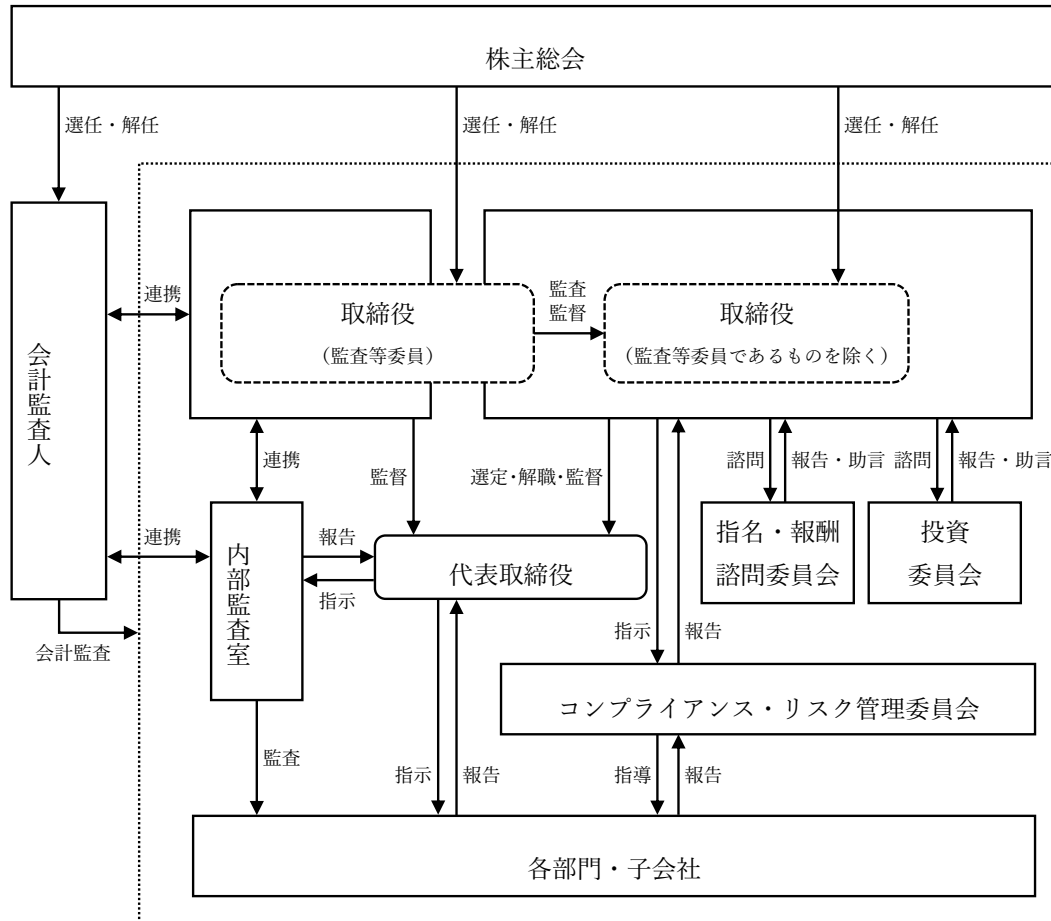
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

